

(参考)

【蜜蜂飼育届提出義務について】

○:届出必要 ×:届出不要

	セイヨウミツバチ ニホンミツバチ		
	巣箱	蜂洞 重箱式 ※1	自然 ※2
蜂蜜・蜜蜂の販売有(養蜂業者)※3	○	○	○
// 無(趣味養蜂)※3	○	×	×

※1 蜂洞、重箱式:反復利用可能な可動式巣板を用いない飼養方法。

※2 野生の蜂を観察し、当該蜂群から採蜜等を行う場合。

※3 蜂蜜・蜜蜂を販売する場合等、蜂蜜・蜜蜂、ロイヤルゼリーを利益を得て譲渡することを目的に、蜜蜂の飼育を行うもの。

「利益を得て」:直接の金銭収入以外の利益を含む

「譲渡」:貸し出し等を含む

なお、趣味で飼育している場合であって、自家消費できず余った蜂蜜等を他人に販売する場合の場合も養蜂業者に含む